

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成27年 7月28日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

西袋集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成27年7月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

法人	0 経営体
個人	1 経営体
認定農業者	0 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落営農組織を立上げて、農作業の受委託を図っている。
- ・暗渠排水の整備や畦畔除去による大区画化などのほ場整備にとりかかり、後継者が機能する環境を整備していく。
- ・担い手を中心に、肥料や農薬等の共同購入や農業用機械の共同利用を図って

(別紙)

いく。

- ・個々の農家の赤字経営からの脱却に向けて、経営体制の確認を行いながら集落営農の法人化に取り組んでいく。
- ・シバザクラ等の地衣植物を植栽し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。
- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少していく。
- ・集落内からの受入れを準備し、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。
- ・若年者用に農業マニュアルを作成し、新規就農の促進を図っていく。
- ・農地・水保全管理支払交付金を活用し、江堀、草刈、用水・排水の泥上げ等を実施している。